

令和7年第1回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

令和7年3月4日(火)開会

午前10時

1 応招議員 9名

1 番	松田 勝	2 番	近藤 晃一
3 番	森田 裕康	4 番	福井 保夫
5 番	浅野 勉	6 番	上林 勝美
7 番	山岡 敏	8 番	増井 敬史
9 番	森田 瞳		

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	富井 文枝
教 育 長	辰己 秀雄		
住 民 生 活 部 長	吉田 一弘	事 業 部 長	廣瀬 好郁
教 育 次 長	富士 青美		
総 合 政 策 課 長	増田 篤人	安 全 安 心 課 長	吉田 貴史
税 務 課 長	勝井 顯	住 民 課 長	吉田 彰宏
子 ども 家 庭 推 進 室 課 長	藤岡 征章	健 康 福 祉 推 進 室 課 長	井上 育久
事 業 課 長	池田 佳永	会 計 室 長	西田 淳二

5 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	溝本 貴宏	議 会 事 務 局 リーダー	吉岡 さとこ
-------------	-------	----------------	--------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第11号）について）
- 第 6 議案第 1号 安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 7 議案第 2号 安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 8 議案第 3号 安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 9 議案第 4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第 5号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第11 議案第 6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第 7号 安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第 8号 安堵町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第 9号 安堵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第10号 安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第11号 安堵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第12号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第18 議案第13号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- 第19 議案第14号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第20 議案第15号 令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第12号）について
- 第21 議案第16号 財産の取得について（追認）
- 第22 議案第17号 財産の取得について（追認）
- 第23 議案第18号 安堵こども園北館屋根・屋上改修及び照明器具更新・他工事の契約の締結について
- 第24 議案第19号 令和7年度安堵町一般会計予算について
- 第25 議案第20号 令和7年度安堵町国民健康保険特別会計予算について
- 第26 議案第21号 令和7年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について
- 第27 議案第22号 令和7年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第28 議案第23号 令和7年度安堵町下水道事業会計予算について
- 第29 報告第2号 令和7年度安堵町土地開発公社予算の報告について

開 会
午前10時00分

議長（森田 瞳） 改めまして、おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

議長（森田 瞳） 只今より、令和7年第1回安堵町議会定例会を開会いたします。

出席議員は9名です。

定足数に達しております。会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

はじめに、西本町長より開会にあたり御挨拶がございます。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、改めまして、おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

町長（西本安博） 今年は、各地で大雪に見舞われるなど、大変寒い日々が続いておりました。しかし、3月になり急に暖かい日も出てきました。春の訪れを感じているところでもございます。

このような折ではございますが、令和7年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともにお忙しい中、御出席を賜り、ありがとうございます。

それでは、本日提案させていただきます案件でございますが、報告案件が2件、人事案件が3件、条例の一部改正案件が11件、令和6年度補正予算案件が1件、令和7年度当初予算とその他の案件を合わせて、合計25件でございます。

議員の皆様にご審議いただく前に、順を追って議案の概略を申し述べさせていただきます。

まずは、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第11号）について）」でございます。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業の追加給付に係る予算の増額補正でございます。国が当該事業の実施を閣議決定したことで、早急に対応するため専決処分をしましたので報告するものでございます。

次に、議案第1号「安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」でございます。山崎文生委員が、令和7年3月31日をもって任期満了となるため、新たに近藤善敬氏を当委員に選出したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第2号「安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」でございます。藤岡博委員が、令和7年3月29日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を同委員に選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第3号「安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」でございますが、岡田治子委員が、令和7年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を当委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

次に、議案第4号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。令和7年4月1日から学校運営協議会の設置に伴い、委員の報酬を定めるものでございます。

次に、議案第5号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」でございますが、人事院勧告により各種手当を見直すものでございます。

次に、議案第6号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。一般廃棄物収集用公用車の購入契約につきまして、議会の議決に付すべき財産の取得にあたる案件であることを失念し、契約が完了していたことが判明いたしました。この件に関し、その責任を重く受け止め、令和7年4月1日から令和7年4月30日までの間、町長及び副町長の給料月額額の10%の減額を行うものでございます。よろしく申し上げます。

次に、議案第7号「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」で

ございます。国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円から24万円に引き上げる条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第8号「安堵町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化の規定を追加するものでございます。

次に、議案第9号「安堵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。上水道事業の広域化に伴う関係条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第10号「安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」は、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額を改正するものでございます。

次に、議案第11号「安堵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」は、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員退職報償金の勤続年数区分に、新たに「35年以上」区分を追加するものでございます。

次に、議案第12号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」でございます。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴い、条項にずれが生じたため、これらの条項を引用している条例の規定を改正するものでございます。

次に、議案第13号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」でございます。刑法等の一部を改正する法律により「懲役刑」と「禁錮刑」が廃止され、「拘禁刑」に一本化されたことにより、これらを引用している条例の規定を改正するものでございます。

次に、議案第14号「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について」は、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充及び介護離職防止のための、仕事と介護の両立支援制度の強化をするため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第15号「令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第12号）について」でございます。歳出につきましては、障害者医療費助成、子ども医療費助成の不足額への増額。安堵中央公園体育館における雨漏りの修繕工事につきましては、入札

等で不測の時間を要し、事業実施が困難なため減額を行うのが主な目的でございます。

歳入につきましては、普通交付税の増額及び財源更正が主なものでございます。

併せて、やむを得ず翌年度に繰越する事業の繰越明許費と、地方債の補正を行うものでございます。

次に、議案第16号及び議案第17号についてでございます。「財産の取得について（追認）」は、「議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に該当する動産の購入について、議会の追認を求めるものでございます。

次に、議案第18号「安堵こども園北館屋根・屋上改修及び照明器具更新・他工事の契約の締結について」は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第19号「令和7年度安堵町一般会計予算について」から、議案第23号「令和7年度安堵町下水道事業会計予算について」は、令和7年度予算編成に係るものでございます。

次に、報告第2号「令和7年度安堵町土地開発公社予算の報告について」は、土地開発公社の来年度予算について、本年1月24日に決定したので、報告をするものでございます。

以上、簡単に説明を行いました。詳細はその都度、担当課長より説明をさせていただきますので、御審議、御承認、御可決賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

議長（森田 瞳） ちょっと戻りますけども、冒頭に理事者よりの欠席者の報告がございしますので、よろしく。教育長お願いします。

教育長（辰己秀雄） すみません。教育委員会教育推進課長 吉田裕一の方、お休みをいただいております。本日欠席をさせていただきます。

議長（森田 瞳） はい。それでは、お手元の議事日程に従い、進めてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、7番 山岡敏議員、8番 増井敬史議員を指名いたします。

よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から18日までの15日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から18日までの15日間とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第3「諸般の報告」を行います。

3件の報告がございます。

まず1件目。1月17日金曜日に開催いたしました、子供及び子育て世代対策特別委員会について、福井委員長から報告いたします。

子供及び子育て世代対策特別委員会委員長（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井委員長。

（福井子供及び子育て世代対策特別委員会委員長 登壇）

子供及び子育て世代対策特別委員会委員長（福井保夫） おはようございます。4番 福井です。よろしくお願いいたします。それでは、子供及び子育て世代対策特別委員会の報告をします。

令和7年1月29日、安堵町議会議長 森田瞳様、子供及び子育て世代対策特別委員会委員長 福井保夫。子供及び子育て世代対策特別委員会報告書。本委員会を開催しましたので、別紙のとおり会議規則第71条の規定により報告します。

1. 調査事項、(1) 中学校の自転車通学について、(2) 学校給食の無償化について、(3) 小中一貫教育(義務教育学校)について、(4) こども園の待機児童及び保育教諭の数について

2. 開催日時及び場所、令和7年1月17日金曜日、午前10時35分から、安堵町議会第2委員会室。

3. 出席者、(1) 委員 福井委員長、浅野副委員長、松田委員、近藤委員、森田裕康委員、上林委員、山岡委員、増井委員、森田瞳委員。(2) 説明員 富井副町長、辰己教育長、吉田住民生活部長、廣瀬事業部長、富士教育次長、藤岡子ども家庭推進室課長、中野教育推進課長補佐、塩野教育推進課長補佐。(3) 議会事務局 溝本事務局長、吉岡リーダーです。

4. 内容、(1) 中学校の自転車通学について。他町のクラブに遅れるため町外へ引っ越しや、以前夕方、女子生徒が襲われた事例もあり、自転車通学実施を要望するも、教育長より「歩いて通学するのが最善の教育である」と説明を受けたが、小泉苑・あつみ台・笠目地区の生徒・保護者に自転車通学についてのアンケート実施を要望した。

(2) 学校給食の無償化について。資料を基に説明を受けた。無償化にした場合、年額、小学校1, 283万4, 000円、中学校704万2, 000円、合計1, 987万6, 000円である。魅力ある町づくりとしても早く実施するべきという意見が出た。今後、国・県の動向を見て検討していく。

(3) 小中一貫教育(義務教育学校)について。9月議会で、7月に王寺町義務教育学校視察報告後、町長に、教育委員・PTA役員にも視察を促すも、よいことであれば検討していくと回答があった。あれから4か月が経つも、未だ方向性が見えていない。

(4) こども園の待機児童及び保育教諭の数について。資料を基に説明があり、保育教諭が数名不足している。1月17日現在、募集しているが応募者が1名である。退職者が多く、退職理由、待遇改善、採用条件の緩和等あらゆる手段で保育教諭の待遇改善に努め、町長の掲げる待機児童ゼロを目指してほしい。

最後に、各委員に年齢別人口表を参考に、今後の子供及び子育て世代対策の検討をお願いした。引き続き当委員会を継続します。

以上です。

議長(森田 瞳) はい。続きまして2件目。1月30日木曜日から31日金曜日に行いました議員派遣について御報告を願います。

はじめに、議員派遣代表、総務産業建設常任委員会 増井委員長から報告願います。

総務産業建設常任委員会委員長（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井委員長。

（増井総務産業建設常任委員会委員長 登壇）

総務産業建設常任委員会委員長（増井敬史） おはようございます。8番 増井でございます。議員派遣研修報告を行います。

令和7年2月13日、安堵町議会議長 森田瞳様、議員派遣代表 増井敬史。議員派遣研修報告。議員派遣を実施しましたので、別紙のとおり報告します。

1. 視察目的、政治の現場に直に触れ、議員活動の能力の向上を図る。
2. 期日、令和7年1月30日木曜日
3. 派遣場所、東京都千代田区永田町一丁目7番1号 国会議事堂、東京都千代田区永田町二丁目2番1号 衆議院第一議員会館
4. 派遣議員、森田議長、浅野副議長、松田議員、近藤議員、森田裕康議員、福井議員、上林議員、そして私、増井です。
5. 随行者、西本町長、勝井税務課長、田中住民課長補佐、吉川事業課長補佐、溝本議会事務局長
6. 視察内容、衆議院第一議員会館にて地元選出の高市早苗衆議院議員に、地元自治体の今後の財源確保と税の増収について、陳情及び意見交換を行った。

国会議事堂を高市事務所の秘書の案内により、国会開会中であつたが、各階を案内していただき、予算委員会が行われる委員会室や衆議院議場を傍聴席から視察を行った。普段は見ることのできない国会議事堂の視察ができ、今後の議員活動にも役立てたい。

以上です。

議長（森田 瞳） はい。只今、増井委員長から視察研修の内容を報告をいただきました。なお、本日、陳情の方も同時に、議員全員がですね、陳情させていただいております内容のことにつきまして、できますならば、その陳情の中身のことについて、まだその成果が公表されておられません。

このことにつきましては、次回の3月6日の一般会計予算審査特別委員会、この冒頭にですね、この概略をですね、御報告を願いたい。行政側から報告を願いたいと思いますので、その辺のことは整理していただいて、冒頭によろしく御報告願えるようお願いいたします。

続いて、議員派遣代表、文教厚生常任委員会 松田委員長から報告願います。

文教厚生常任委員会委員長（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田委員長。

（松田文教厚生常任委員会委員長 登壇）

文教厚生常任委員会委員長（松田 勝） 皆さん、おはようございます。令和7年2月14日、安堵町議会議長 森田瞳様、議員派遣代表 松田勝。議員派遣報告書。議員派遣を実施しましたので、別紙のとおり報告します。

1. 視察目的、生ごみや落ち葉の堆肥化、農産物の生産から加工・販売まで一貫した6次産業を行っている循環型の農業事業について視察を行い、町の農業振興の発展及び生ごみ処理の削減を図る。

2. 期日、令和7年1月31日金曜日、午前10時

3. 派遣場所、東京都東久留米市野崎書林マルシェ（直売所）、奈良山園（農園）、東京ジャム（株）、MIDORIYA（加工所）となっております。

4. 派遣議員、森田議長、浅野副議長、松田議員、近藤議員、森田裕康議員、福井議員、上林議員、増井議員

5. 随行者、西本町長、勝井税務課長、田中住民課長補佐、吉川事業課長補佐、溝本議会事務局長

6. 視察内容、東京都東久留米市にある、江戸時代から400年続く農園・奈良山園を視察した。この奈良山園では、果物や野菜の生産とともに、地域の農園の規格外の農産物をジャム等に加工作し、自社で運営する直売店舗で販売することで、生産から加工・販売までを地域で一貫した6次産業化を実現することに成功した。

もう一つ、注目すべきことは、農園での堆肥づくりで、落ち葉や野菜の残渣、米ぬかやコーヒーかす等の都市の有機資源を活用した堆肥づくりが行われている。普段はごみとして扱われている物を有機肥料として再生させ、地球環境に優しい取組の一つと

して認識することができた。

安堵町としては、6次産業化の実現には多くの困難がありますが、ごみを利用しての堆肥づくりはSDGsの取組の一つであるCO2の削減にもつながることから、取組を始めていかなければならない。

以上です。

議長（森田 瞳） 続いて、3件目。令和6年度定期監査結果報告について、近藤監査委員から報告をしていただきます。

議会選出監査委員（近藤晃一） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。近藤監査委員。

（近藤議会選出監査委員 登壇）

議会選出監査委員（近藤晃一） それでは、令和6年度の定期監査を行いましたので、結果の報告をさせていただきます。令和6年度定期監査結果報告書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和6年度の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により令和7年2月20日付けで報告書を提出したので、報告いたします。

なお、植平勝彦代表監査委員との合議でありますことを申し添えておきます。

監査の概要。

監査の実施期間が、令和7年1月20日、21日の2日間でございます。

監査の実施者、監査委員 植平勝彦、同じく近藤晃一。

監査の対象、対象部署は全部署でございます。中で、聴取指名をしました課が、総合政策課、安全安心課、健康福祉推進室、子ども家庭推進室、事業課、教育推進課でございます。実地調査につきましては、こども園とキラリエを実地にて監査いたしました。

監査の目的、着眼点及び主な実施内容でございます。令和6年度における町の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、町の経営に係る事業の管理が予算の趣旨に沿って合理的かつ効率的に行われているかを主眼とし、全部署から提出された監査調書に基づき、関係書類及び関係職員からの聴取により、予算の執行状況、事業事務の執行等を確認し、また、施設の状況等について実地調査を行い、監査を実

施した。

監査の結果でございます。監査に関する事務の執行について、関係調書及び契約書類等を精査した結果、概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、軽微な誤りの箇所につきましては、その都度、口頭で是正、訂正を促しておりますので、今後は適正な処理をお願いしたいということでございます。

また、一部の事務処理に検討、改善を要する事項が見受けられましたので、これらについて適正な事務処理等を行うとともに、今後十分、研鑽の上、万全を期されるよう望むものであります。

全般的共通事項及び聴取指名課に関する事項については、記載のとおりですので御確認ください。

以上で報告を終わります。

議長（森田 瞳） 以上で報告を終わります。

議長（森田 瞳） 日程第4「行政報告」を行います。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） それでは、引き続き行政報告を行います。

先ほど、議会の方からも報告がございました。令和7年1月30日から31日かけて議員派遣が実施され、そこに私も含めて、行政職員も同行をさせていただいたところでございます。

まず、第1点目の高市早苗衆議院議員の訪問につきましては、令和6年度決算を行うにあたり、安定的な地方交付税の確保を目的とした陳情を行ったところでございます。国の決まりごともあり、簡単にはいかないこともあるが、その場合は他の財源措置も考えられるとのことであり、今後も引き続き御支援をいただきたいをお願いをし

たところでございます。

この、いわゆる陳情に基づいて、私どもに下りてきた財源措置につきましては、また委員会の方で報告をさせていただきたい。このようにも思っているところでございます。

次に、東京都東久留米市にある農園の、奈良山園を訪問いたしました。江戸時代から続く農家で、独自で作物の皮や落ち葉、家畜堆肥などを使い堆肥化を行っておられ、できた堆肥を使い有機栽培をされておられました。この中身につきましては、松田議員の方から詳しく報告されましたので、割愛いたします。

その中で、収穫した作物や、ジャム・ドレッシング等の加工品を製造販売をされており、第6次産業化に取り組んでおられました。

今後、安堵町で農業を進めていく上での方向性について、大いに参考になるものと考えております。でき得るものは取り入れていきたい。そのようにも考えているところでございます。

次に、中家住宅の復興・修復に向けてのクラウドファンディングについてでございます。昨年7月に、火災で焼失した中家住宅の主屋の復興・修復に向けたクラウドファンディングは、中家にて令和7年2月5日より開始をされております。多くの方に御支援をいただき、第1目標である500万円を達成し、2月末までに第2目標である1,000万円を超える支援をいただいているとのことでございます。直近での情報でございますが、約1,300万ぐらいいってるということでございます。

引き続き、3月末までの第3目標である1,500万円の達成に向けて、多くの方々の支援を私どもとしてもお願いをするところでございます。

以上、これは報告でございます。

次に、大阪・関西万博の、安堵町との関わりについてということでございます。大阪・関西万博が4月13日より開幕となります。大阪・関西万博が目指すものとして掲げている「持続可能な開発目標」に向けて、奈良県は昨年4月に、県・市町村・民間事業者等が連携した「オール奈良」の体制により、大阪・関西万博奈良県実行委員会を立ち上げられました。

奈良県は、開幕となる4月13日から26日まで、関西パビリオン横に併設された多目的エリアにおいて、県内39市町村が三つのグループに分かれて出展を行います。

安堵町は、4月19日から22日の4日間を奈良市・生駒市・天理市・山添村・大和郡山市・安堵町・斑鳩町・三郷町・平群町・王寺町・広陵町・河合町・上牧町の1

3市町村で出展を行います。出展期間中は、安堵町ブース内では陶芸絵付け体験を行います。また、装飾パネルには富本憲吉氏の美術品を所蔵されている奈良県立美術館への案内情報を同時に行い、県内への観光誘致・経済効果の波及を目指してまいります。

また、大阪・関西万博奈良県実行委員会の今後の予定として、9月中旬にも、会場内の中央に位置する「森の集会所」での出展第2弾も用意をされているところでございます。

次に、信貴山「寅」まつり2025でございます。例年行われております、信貴山「寅」まつりが、令和7年2月22日、23日に開催をされました。祭りでは、山内で特別な行事や観光物産展、しぎさんフードフェスタ等々の、様々な行事が行われました。安堵町は観光物産展に観光PRと、イシメン株式会社のうどんに参加を行ったところでございます。

以上でございます。

議長（森田 瞳） 次に、辰己教育長お願いします。

教育長（辰己秀雄） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。辰己教育長。

（辰己教育長 登壇）

教育長（辰己秀雄） おはようございます。教育委員会 辰己でございます。教育委員会の所管事務について、昨年12月議会で報告をさせていただいた以降の、新たな事項について御報告をさせていただきます。

まず、こども園、町立小・中学校において、3学期の教育課程の順調な執行を進め、3月14日木曜日に中学校の卒業式、入学式は4月10日木曜日を予定しております。小学校の卒業式は3月17日月曜日、そして入学式は4月11日の金曜日。さらに、こども園の卒園式は3月25日火曜日、入園式は4月7日月曜日を予定しております。なお、この間、各施設での感染症につきまして、園児児童生徒の、あるいは教職員の感染症の個別的な罹患報告はありながらも、組織内での感染拡大は何とか回復でき、校・園につきましては、教育・保育活動を計画的に、諸行事も進めていることが

できております。

また、安堵中学校では2月より県内私学、県外私学の高校入試が始まり、3月にかけて公立高校の出願入試日程が進んでおります。

安堵小学校では2月8日土曜日に創立150周年記念事業が開催され、町長・議会議員をはじめ、多くの御来賓も御参集賜り、盛大に執り行われたことを御報告申し上げます。

次に、教育委員会が所管している社会教育関係でございますが、1月12日日曜日に、トーク安堵カルチャーセンターにおいて、対象者67名を迎えて令和7年度安堵町二十歳のつどいを開催。1月19日日曜日には、安堵町歴史民俗資料館において、70名の参加を得て初釜茶会を実施し、さらに同日、安堵町マラソン大会も、好天候の中、165名の参加を得て開催できました。また、2月1日土曜日には、安堵町人権教育推進協議会主催の人権教育講演会が町内、町カルチャーセンターにて、音楽を通して人権を考えようをテーマに来賓、多数の町民の方々、138名の参加を得て実施できました。

今後、3月8日、今週の土曜日には市町村対抗子ども駅伝の開催が榎原運動公園で予定され、現在7名の代表選手が準備・練習を重ねております。年度末にかけて、町立学校及びこども園の諸行事の実施、社会教育諸事業等、円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、教育委員会関係の御報告とさせていただきます。

議長（森田 瞳） 只今、教育長から行政報告ございました。先般、安堵小学校150周年記念事業ということで式典等に、私、安堵町議長として参加させていただいた折、安堵町の方々の熱心なる、ねこじゃらし等の、これは子どもたちの、実際の起こった台風をですね、接近した時の避難誘導等についていろいろと、その当時、活躍願ったものを再現していただいて、ねこじゃらしの劇を披露していただいた。

そしてまた、第2部として大阪桐蔭学園の吹奏楽、これ非常に今、的を射た、子どもたちの、これからの夢をですね、を持つのに非常に内容のある、見事な大阪桐蔭学園の吹奏楽を頂戴した。これは非常に我々、安堵町町民にとって意義のある1日だったなというような思いをさせていただき、私、議会の代表として一言、御挨拶をさせていただきます。御報告いたします。

これで、行政報告を終わります。

議長（森田 瞳） 日程第5 報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第11号）について）」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 改めまして、おはようございます。総合政策課 増田でございます。どうぞよろしくお願いたします。報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第11号）について）」説明させていただきます。

本補正につきましては、国の、エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者を支援するための事業として、住民税均等割非課税世帯に対し、給付金の支給を行うための予算について、また、町立学校給食における給食食材の高騰により、児童生徒に必要な給食の質と量を維持することが困難なことから、これらを支援し、充実した給食を提供するための予算について、それぞれ補正予算を計上するものでございます。

専決理由といたしまして、二つの補正予算ともに、国に令和6年度事業計画を提出し、予算確保する必要があり、早急に事務手続きを進める必要があったため、令和7年2月2日に専決処分させていただきましたので、議会に報告するものでございます。

それでは、補正予算書12、13ページをお願いいたします。歳出でございます。

3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費におきまして、価格高騰緊急支援給付金に係る予算として4,453万4,000円の増額。

9款 教育費、6項 保健体育費、3目 学校給食センター費におきまして、学校給食を支援するための予算として29万7,000円の増額。

ページ、一つ戻っていただきまして10ページ、11ページ。歳入でございます。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 総務費国庫補助金におきまして、

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,483万1,000円を増額して、これを当該事業に充てます。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第11号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第11号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和7年3月4日報告、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第11号）を別紙のとおり専決処分する。

令和7年2月3日専決、安堵町長 西本安博。

議案書の4ページですね、下の4ページをお願いいたします。

令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第11号）

令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,483万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億7,019万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月3日専決、安堵町長 西本安博。

次の5ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入。14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正前の額1億8,854万7,000円、補正額4,483万1,000円、計2億3,337万8,000円。

歳入合計。補正前の額46億2,535万9,000円、補正額4,483万1,000円、計46億7,019万円。

次のページ。

歳出でございます。3款 民生費、1項 社会福祉費、補正前の額8億7,284

万4,000円、補正額4,453万4,000円、計9億1,737万8,000円。

9款 教育費、6項 保健体育費、補正前の額1億3,000万3,000円、補正額29万7,000円、計1億3,030万円。

歳出合計。補正前の額46億2,535万9,000円、補正額4,483万1,000円、計46億7,019万円。

次のページ以降の、事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。御審議、御承認のほどよろしく願います。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより報告第1号を採決します。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

報告第1号は、原案のとおり承認されました。

議長（森田 瞳） 日程第6 議案第1号「安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 引き続き、増田でございます。議案第1号「安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」説明させていただきます。

本町公平委員会委員3名のうち、山崎文生委員が本年3月31日をもって任期満了となります。その後任といたしまして、近藤善敬氏に選任のお願いをいたしたく、提案するものでございます。近藤氏は人格高潔で、地方自治の運営に理解があり、人事行政に係る識見が豊富な方でございます。つきましては、同氏を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第1号 安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

記。

住所 奈良県生駒郡安堵町大字岡崎522番地

氏名 近藤善敬 昭和32年9月12日生（67歳）

の方です。なお、任期は令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間でございます。

御審議、御同意のほどよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

只今、議題となっております議案第1号は、総務産業建設常任委員会に付託いたし

たいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長(森田 瞳) 日程第7 議案第2号「安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(増田篤人) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。増田総合政策課長。

(増田総合政策課長 登壇)

総合政策課長(増田篤人) 議案第2号「安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」説明させていただきます。

本町固定資産評価審査委員3名のうち、藤岡博委員が本年3月29日をもって任期満了となります。藤岡氏は税務署職員歴が長く、税に関する知識と実務経験が豊富な方ですので、3期目も当該者に務めていただきたく、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第2号 安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

記。

住所 奈良県生駒郡安堵町大字窪田216番地

氏名 藤岡博 生年月日 昭和27年1月13日生(73歳)

の方でございます。なお、任期は令和7年3月30日から令和10年3月29日までの3年間でございます。

御審議、御同意のほどよろしくお願いいたします。

議長(森田 瞳) これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

只今、議題となっております議案第2号は、総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長(森田 瞳) 日程第8 議案第3号「安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(増田篤人) はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 議案第3号「安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」。

本町人権擁護委員3名のうち、岡田治子委員が本年6月30日をもって任期満了となります。岡田氏は長年、同委員として人権擁護のために幅広く多様に活動しておられ、その功績が認められまして、全国表彰、法務省感謝状を受けておられます。

現在は、奈良人権擁護委員連絡協議会の要職を務められるなど、当人の厚い人望がうかがえます。

よって、次期においても当該者を本町から推薦することについて、議会の御意見を求めるものでございます。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第3号 安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

記。

住所 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵1308番地

氏名 岡田治子 昭和30年4月16日生（69歳）

の方でございます。なお、次の任期は令和7年7月1日から令和10年6月30日までの3年間でございます。

御審議、御意見賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

お諮りいたします。

只今、議題となっております議案第3号は、総務産業建設常任委員会に付託したいと思いを。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長(森田 瞳) 日程第9 議案第4号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(増田篤人) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。増田総合政策課長。

(増田総合政策課長 登壇)

総合政策課長(増田篤人) 議案第4号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」それでは、説明させていただきます。

本改正につきましては、学校の運営及び運営に必要な支援に関し協議する機関として、令和7年4月1日から学校運営協議会を設置することに伴い、委員の報酬額及び旅費を定める必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

議案書の2ページの、新旧対照表をお願いいたします。

本条例別表に学校運営協議会委員の報酬を追加します。報酬額は日額7,800円、旅費は、鉄道及び船賃は一般の職員と同額。車賃1kmにつき37円。日当は1日につき2,600円。宿泊料は1夜につき甲地方で1万3,100円、乙地方で1万

1, 800円となります。

なお、施行日は令和7年4月1日でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

なお、改正本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

お諮りいたします。

只今、議題になっております議案第4号は、文教厚生常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第10 議案第5号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 議案第5号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」説明させていただきます。

本改正につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、本町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、扶養手当で配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額、地域手当の支給割合の見直し、通勤手当の支給限度額の引き上げ、管理職特別勤務手当の支給対象時間の拡大、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への住居手当の支給の改正を行うものでございます。

それでは、議案書の4ページをお願いいたします。新旧対照表でございます。

第1条関係「一般職の職員の給与に関する条例」の一部改正で、第7条第2項第1号を削り、配偶者に係る扶養手当を廃止いたします。また、第1号を削除したことによりまして、各号を1号ずつ繰り上げいたします。繰り上げた第3号を国の改正に準じて改めます。

同条第3項で、この扶養手当を「1万3,000円」に改めます。

同条第4項を国の改正に準じて改めます。

次のページへ、お願いいたします。同条に第5項を追加し、扶養手当の支給に関し必要な事項を規則で定めることを規定いたします。これにより、第7条の2を削ります。

6ページをお願いいたします。

第7条の3で、地域手当を「100分の6」から「100分の4」に改めます。

第8条の2第1項及び第2項を国の改正に準じて改めいたします。

7ページをお願いいたします。

同条に第3項を追加し、通勤手当の上限を15万円に改め、第3項から第6項を1項ずつ繰り下げいたします。

8 ページをお願いいたします。

第14条の2で、管理職特別勤務手当を国の改正に準じて改め、支給対象時間の拡大を行います。

9 ページをお願いいたします。

第17条の2で、定年前再任用短時間勤務職員について、住居手当を支給するよう改正を行います。

第20条を国の改正に準じて改めます。

最後、10ページをお願いいたします。

第2条関係「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例」で、暫定再任用職員について、住居手当を支給するよう改正を行います。

以上でございます。

なお、施行日は令和7年4月1日でございます。

経過措置といたしまして、令和7年度につきましては、子の扶養手当を1万1,500円に、配偶者の扶養手当を3,000円とします。

また、地域手当につきましては、令和7年度100分の5といたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

なお、改正本文は、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番（上林勝美） はい。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 一般職の職員の給与に関する条例の改正について、説明を受けました。

中身で、令和7年4月1日から実施をしていくということなんですが、職員の地域手

当、これについて現在、安堵町は6%ということなんですが、段階的に5%、4%と引き下げ、そして扶養手当についても、配偶者については廃止。そして、子に対して新たに増額していくという中身であるんですが、考えてみますと、国が推奨しております地方創生、地方に光を当てる。地方の職員の待遇改善を図って、ひいては住民の福祉を向上していくという観点から見ますと誠に大きい、地域手当ですが、すべての勤勉手当、期末手当などにも反映しますし、大きなものとなっております。

一方で、全国で5段階ということで、東京都は20%の地域手当、奈良県は全体で4%ということですが、地域中核都市、これについては現状維持に近い形が保たれ、そして過疎地などでは新たに、地域手当のない所に新たに地域手当が、奈良県でも4%発生するというので、いい面もあるんですが、安堵町の職員については、かなりな引き下げの実害が発生すると考えますので、その地域手当の減額による、人勧の実施によるベアというのでも3%程度あると見込まれておりますが、この地域手当の実害のみについて、どのぐらいの、およその平均所得の方で、なるのか教えていただけたらと思います。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田課長。

総合政策課長（増田篤人） 総合政策課 増田でございます。自席より失礼いたします。本町につきましては、これまでも人事院勧告の勧告にのっとりまして人件費の方、改正の方を行っているところでございます。今回につきましても、人事院勧告にのっとりた改正でございますので、近隣市町村も同じような改正を行っておられます。本町だけが違う手当ということも、なかなか住民説明も難しいところでございますので、人事院勧告にのっとりまして私どもは改正するということで、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

6番（上林勝美） はい。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 実損額は、はじいておられますか。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田課長。

総合政策課長（増田篤人） 実際の地域手当の額につきましては、それぞれの職員の給与によってばらつきもございますので、実際のどの程度変わるかということについては、なかなか御説明が難しいところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

6番（上林勝美） はい。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 恐らく、かなりな、8万、9万、10万と、年と言えば、かなりの金額のマイナスになると思うんですが、一方で、全国市町村会。こちらの方でも国に対して要望を上げてるということで、関係する労働組合なども中間層、若い人の初任給は2万3、4、000円上がったのですが、4、50歳の年齢の方については1%程度しか上がらないというような問題もありまして、要望書が上がっております。

その点、西本町長、全国の状況はどういう形で進んでおるか、お聞かせください。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

町長（西本安博） 今の、地域手当にかかわってでございます。これは、まずは一番、実害が出るのは職員の確保、これが非常に難しくなると。簡単なことを言えば、道一つを隔てて郡山市と安堵町。どれだけ経済効果が違うんやということになってきたら、ほぼ買い物でも何でも、同じレベルのはずでございます。それが、こう、どう言うんですか、差が付けられるということについては非常に、ちょっと説明もしにくいし、特

に、職員の確保については非常に困難だということは、これ私どもだけやなしに、全国津々浦々このような話が出ておりますので、全国の町村会を通じて総務省の方に、このことについての、思いとどまると言うんですか、少し配慮が足らんのではないかということの申し入れをしているところでございます。

その、まだ結果というのは聞いておりませんが、全国的な動きになっておるということは申し添えておきます。これは我々だけやなしに、いろいろ労働組合であったり、あるいは、いろんな政党もあります。そこの先生方も一生懸命に、このことに取り組んでいただかないと、なかなか政府は動かないかなと思っております。

以上でございます。

6番（上林勝美） はい。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 町長から、地域の職員が、なかなか集まりにくくなるというお話があり、総務省の方にも、全国の市町村会から申し入れを行った結果がまた出されるということで、やはり私も最初に述べましたように、職員を集めるためには、やはり働く環境など、処遇面の改善というのはもう、これだけの超物価高の折には、是非求められるものですので、関係する職員の皆さんの志やモチベーションが下がらないように、引き続き改善を求めまして、質疑を終わります。

議長（森田 瞳） はい。他に、質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第11 議案第6号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長(富井文枝) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。富井副町長。

(富井副町長 登壇)

副町長(富井文枝) 改めまして、おはようございます。それでは、議案第6号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を御説明させていただきます。

議会の議決に付すべき財産の取得にあたり、事後ではございますが、財産取得に係る追認議案を提出させていただいているところでございます。

その責任を重く受け止め、町長、私、副町長の給与を令和7年4月1日から令和7年4月30日まで、100分の10の減額を行うものでございます。

それでは、議案書2ページの新旧対照表を御覧ください。

本条例の附則に第8項を追加し、町長・副町長の給料を令和7年4月1日から令和7年4月30日まで100分の10の減額を行います。

以上でございます。

そして、施行日は令和7年4月1日でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第6号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

改正本文は、御説明した内容と重複をいたしますので割愛をさせていただきます。

御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番（上林勝美） はい。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 1点だけお伺いします。この度、町長・副町長の給料減額という重大な事態なんです。再発防止のためにも、新しい購入価格が700万を超えるか、超えないか。このチェック体制についてお伺いします。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井副町長。

副町長（富井文枝） この件でだけではなくて、会計規則等のいろんなところにつきまして、注意喚起、または日常の事務遂行にあたりまして、チェックをする形を取るべきとしまして、一定のマニュアルを作成をさせていただきました。ほぼ完成をいたしまして、即時に活用するように周知をさせていただき所存でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） 上林議員。

6番（上林勝美） はい。ありがとうございました。

議長（森田 瞳） 他に、質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、議案第6号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 只今、時間は11時15分です。

11時30分まで、暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時15分）

再 開（午前11時30分）

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第7号「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田住民課長。

（吉田住民課長 登壇）

住民課長（吉田彰宏） 改めまして、おはようございます。住民課の吉田です。よろしく
お願いします。それでは、議案第7号「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正す
る条例について」を御説明させていただきます。

本改正につきましては、令和6年度より県内統一保険税率となったため、保険税率
の見直しの際は、施行されております政令に定める賦課限度額を反映したもので必
要税額の試算を行い、翌年度、令和7年度の賦課に反映させることとなりました。

従来は、本町は政令が令和6年1月26日に公布された場合は、同年3月中に国
民健康保険税条例の一部改正の専決処分を行い、4月からの賦課に反映してしまし
た。

奈良県内の各市町村においては、当該年度反映または翌年度の反映の、どちらかの
方式を採用していましたが、県内統一化により翌年度の賦課に反映させることと
なりましたので、安堵町国民健康保険税条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税
限度額を現行の22万円を24万円に引き上げを行うものでございます。

なお、施行日につきましては令和7年4月1日とさせていただきます。

詳細につきましては、議案書2ページの新旧対照表をお願いいたします。

課税額、第2条第3項につきましては、現行の22万円を24万円、2万円の引き上
げの改正を行い、また、第22条につきましても、22万円を24万円に引き上げ
の改正を行うものでございます。

それでは、戻っていただきまして議案書を朗読させていただきます。

議案第7号 安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほどよろしく申し上げます。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、議案第7号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第13 議案第8号「安堵町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉推進室課長（井上育久） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。井上健康福祉推進室課長。

（井上健康福祉推進室課長 登壇）

健康福祉推進室課長（井上育久） 改めまして、おはようございます。健康福祉推進室 井上でございます。よろしくお願いいたします。議案第8号「安堵町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」それでは、説明させていただきます。

本改正につきましては、「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号）」の公布に伴う改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を各一人配置することとしていますが、地域包括支援センターの人材確保が困難になっている現状を踏まえ、3職種の配置は原則としつつ、柔軟な職員配置を可能とするための改正を行うものでございます。

詳細につきましては、3、4ページの新旧対照表をお願いいたします。

第4条関係で、地域包括支援センターにおける、職員配置の柔軟化の規定を追加しております。

その他に関しましては、文言や法律の条ずれ等の所定の規定の整理を行っております。

施行期日につきましては、公布の日からでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第8号 安堵町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

安堵町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を

別紙のとおり提出する。

令和7年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

次のページ以降につきましては、先ほど説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほどよろしく申し上げます。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、議案第8号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第14 議案第9号「安堵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 総合政策課 増田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第9号「安堵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」説明させていただきます。

本改正につきましては、令和7年4月1日より本町水道事業が奈良県広域水道企業団に事業統合されることに伴い、関係条例の改正を行うものでございます。

議案書4ページからの新旧対照表をお願いいたします。

「安堵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」の題名を「安堵町下水道事業の設置等に関する条例」に改めます。

第1条第1項の水道事業に係る規定を削りまして、第2項を第1条といたします。

第2条中、水道事業に係る規定を削りまして、4ページ下段から6ページまでの第3条から第7条までの「上下水道事業」とあるのは、「下水道事業」に改めます。また、一部文言修正を行います。

7ページをお願いいたします。

附則第3項関係で「安堵町議会委員会条例」につきましても、第2条で「上下水道事業」を「下水道事業」に改めます。

次に、8ページをお願いいたします。

附則第4項関係の「安堵町情報公開条例」及び次のページの附則第5項関係「安堵町個人情報保護法施行条例」につきましては、それぞれ第2条で「上下水道事業管理者」を「下水道事業管理者」に改めます。

次に、10ページをお願いいたします。

附則第6項関係の「安堵町職員定数条例」につきましては、第1条及び第2条並びに第3条で「上下水道事業管理者」を「下水道事業管理者」に改め、第2条中の職員定数を改めます。

次に、11ページでございます。

附則第7項関係の「安堵町下水道条例」につきましては、第2条で、水道事業の規定

を削りまして、第25条及び第27条の「安堵町水道事業給水条例」を「奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例」に改めます。

この条例の施行日は、令和7年4月1日でございます。

なお、1ページの改正本文中、附則第2項第1号「安堵町上水道施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和60年安堵村条例第10号）」、第2号「安堵町水道事業給水条例（平成10年安堵町条例第14号）」、第3号「安堵町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年安堵町条例第15号）」につきまして、各号で条例の廃止を規定しております。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第9号 安堵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

なお、改正本文は、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番（上林勝美） はい。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 2点伺います。7ページの「安堵町議会委員会条例」で、「上下水道事業」から「下水道事業」ということになったんですが、所管する業務は以下のとおりということなんですが、上水道事業について審議することは、もうできなくなるということですかね。

それともう1点。10ページの「安堵町職員定数条例」、これで135人というのは変わってないんですが、町長部局が98人から100人と2名増えてるんですが、

そして上下水道のところで、下水道が5人と減っておるんですが、これはどういう数字の意味合いになるんでしょうか。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田課長。

事業課長（池田佳永） 事業課長の池田です。よろしくお願いいたします。まず、上水道事業のことに关してですけども、安堵町の組織の中から上水事業というのがなくなり、県下一体化という組織に変わりますので、町内での水道事業という直接的な事業の話というのはなくなると思っています。

以上でございます。

6番（上林勝美） はい。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6番（上林勝美） そしたら安堵町議会では、もう審議の対象とはならないということで理解してよろしいでしょうか。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田課長。

事業課長（池田佳永） 企業団の方ですね、そちらの方においても議会の方を設立されますので、そちらでの議案という形で対応していただくということになります。

安堵町の議会の中では、そういった直接お話をしてもらおうということは必要がなくなるという状況になります。

6番（上林勝美） はい。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6番（上林勝美） そしたら水道管渠の耐震化等を求めていきたいというふうを考えるんですが、水道企業団の方で全部、責任を持ってやってくれと。安堵町の方からは、ここが悪いからこういう計画でやってくれとか、一切かわりはないということで。もちろん、浅野議員が派遣されてますので、代弁してくれるかわかりませんが。その点はどうぞでしょう。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田課長。

事業課長（池田佳永） 今、おっしゃられたとおり、町から企業団の方へですね、要望という形で随時やっていくという形になります。企業団の方で事業計画にのっとって事業を進めていただくと。そういう組織の改変になるというふうに御理解いただけたらと思います。

以上でございます。

6番（上林勝美） はい。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6番（上林勝美） そしたら安堵町の方からは、要望は聞き届けていただけるということでよろしいんですね。

そしたら定数条例の方は、いかがでしょうか。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田課長。

総合政策課長（増田篤人） 自席より失礼いたします。総合政策課 増田でございます。職員定数につきましては、上下水道管理者、これまで7人と規定しておいたものを5人に二人減数いたしまして、その分を町長部局の職員として2名追加しているという改

正でございます。

以上でございます。

6番（上林勝美） はい。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 安堵町の定数条例、定数は135人、これは目指す数字ということで、このまま職員が集まるかわかりませんが、そういう数字と理解してよろしいのでしょうか。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田課長。

総合政策課長（増田篤人） 総合政策課 増田でございます。おっしゃるとおりでございます。

6番（上林勝美） はい。

議長（森田 瞳） 上林議員。

6番（上林勝美） ありがとうございました。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑これで打ち切ります。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) なしと認めます。

これより、議案第9号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第15 議案第10号「安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」及び日程第16 議案第11号「安堵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」この2議案を一括議題とします。

一括して提案理由の説明を求めます。

安全安心課長(吉田貴史) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。吉田安全安心課長。

(吉田安全安心課長 登壇)

安全安心課長(吉田貴史) 改めまして、おはようございます。安全安心課の吉田でございます。よろしく申し上げます。それでは、議案第10号と議案第11号につきまして、併せて御説明させていただきます。

議案第10号「安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」本件は「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)」で定める、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償

基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額が改正され、令和7年4月1日より施行いたします。これを受けまして、安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、先に述べました政令の改正によりまして、本条例に規定しております消防団員の公務災害時における損害補償基礎額の改正及び消防作業従事者等である民間協力者の公務災害時における補償基礎額の改正及び扶養に係る補償基礎額の加算額を改正いたします。

それでは、議案書の新旧対照表の2ページの下段の表を御覧ください。

本条例第5条第2項第1号に規定する別表 消防団員の補償基礎額表の左下となります、最低額「9,100円」から「9,700円」とし、階級及び勤務年数の区分に応じて、それぞれ引き上げる改正をいたします。

次に、新旧対照表の中段の規定を御覧ください。

同条同項第2号に規定する、民間協力者の補償基礎額の最低額を消防団員と同じく「9,100円」から「9,700円」に引き上げる改正をいたします。

なお、この条例の施行期日につきましては、令和7年4月1日とし、附則におきましては、施行期日までに支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前の期日に係る傷病補償年金及び障害補償年金については従前の例によることとする経過措置を設けております。

それでは、戻りまして議案書を朗読させていただきます。

議案第10号 安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

本文につきましては、先ほどの説明と重複しますので割愛させていただきます。

引き続き、議案第11号につきまして御説明させていただきます。

議案第11号「安堵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」本件は、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令で定める、消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人が支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35年以上」の区分を追加を改正され、令和7年4月1日より施行いたします。これを受けまして、安堵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、先ほど述べました政令の改正により、本条例の規定しております、安堵町非常勤消防団員の退職報償金支給額を改正いたします。

それでは、議案書の新旧対照表の１ページの表を御覧ください。

本条例の第２条に規定する、別表 退職報償金支給額表の右側の勤務年数に「３５年以上」の区分を追加の改正をいたします。

次に、新旧対照表の別表の退職報償金支給額を御覧ください。階級 団長に「３５年以上１０７万９、０００円」、階級 副団長に「３５年以上１００万９、０００円」、階級 分団長に「３５年以上９４万９、０００円」、階級 部長及び班長に「３５年以上８３万４、０００円」、団員「３５年以上７８万９、０００円」を追加の改正をいたします。

なお、この条例の施行期日につきましては、令和７年４月１日です。

それでは、戻りまして議案書を朗読させていただきます。

議案第１１号 安堵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和７年３月４日提出、安堵町長 西本安博。

本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。御審議、御可決のほどよろしく申し上げます。

議長（森田 瞳） これより、一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、案件ごとに討論及び採決を行います。

はじめに、議案第１０号「安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 次に、議案第11号「安堵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、議案第11号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第11号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第17 議案第12号「行政手続における特定の個人を識別するた

めの番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 総合政策課 増田でございます。よろしくお願いたします。

議案第12号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」でございます。

本改正につきましては「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴い、この法律を規定している条例で条項ずれが生じたため、これらの条項を引用している条例について所要の改正を行うものでございます。

議案書3ページの新旧対照表を御覧ください。

第1条関係「安堵町議会の個人情報の保護に関する条例」、飛びますが10ページでございます。第2条関係「安堵町税条例」、13ページ第3条関係「安堵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」で、それぞれ条ずれ及び文言の修正・整理を行う改正でございます。

施行日につきましては、令和7年4月1日でございます。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第12号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

なお、改正本文は、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほどよろしくお願いたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。
これより、討論を行います。
討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。
これより、議案第12号を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。
議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第18 議案第13号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 総合政策課 増田でございます。議案第13号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」でございます。

本改正につきましては、刑法等の一部を改正する法律「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」により、「懲役刑」及び「禁錮刑」が廃止され、「拘禁刑」が創設されたことから、これらを引用している条例について所要の改正を行うものでございます。

3ページからの新旧対照表でございますが、第1条関係「安堵町議会の個人情報の保護に関する条例」、4ページの第2条関係「安堵町個人情報保護法施行条例」、5ページの第3条関係「安堵町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」、6ページの第4条関係「安堵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例」、7ページ第5条関係「一般職の職員の給与に関する条例」において、それぞれ「懲役」及び「禁錮」とあるものは、「拘禁刑」に改める改正でございます。

施行日は、刑法等の一部改正法の施行日でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第13号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

なお、改正本文は、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) なしと認めます。

これより、議案第13号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 只今、正午です。午後1時まで暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 0時00分)

再 開 (午後 1時00分)

議長(森田 瞳) 再開いたします。

日程第19 議案第14号「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(増田篤人) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。増田総合政策課長。

(増田総合政策課長 登壇)

総合政策課長（増田篤人） 総合政策課 増田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第14号「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について」説明させていただきます。

本改正につきましては、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充及び介護離職防止のための、仕事と介護の両立支援の強化を図るため、これらに係る関係条例について所要の改正を行うものでございます。

4 ページの新旧対照表をお願いいたします。

第1条関係「職員の育児休業等に関する条例」の一部改正で、18条第3項について、法改正に伴い、準用規定を改めるための修正・整理を行っております。

次に、5 ページをお願いいたします。

第2条関係「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部改正で、8条の2第1項及び次の6 ページでございます。第8条の3第1項を法改正に伴いまして、文言の修正・整理を行っております。

7 ページをお願いいたします。第8条の3第2項で、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について、子の年齢上限を3歳未満の子から「小学校就学の始期に達するまでの子」に改めます。

同条第4項で、第2項の改正及び法改正に伴い、文言の修正整理を行っております。

8 ページをお願いいたします。第15条第1項について、法改正に伴い、文言の整理を行っております。

続きまして9 ページ、第15条の2の次に、第15条の3及び第15条の4を追加し、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する個別の周知、意向確認、制度の早期の情報提供、また、職場の環境整備に関する措置義務について規定を行っております。

以上でございます。

施行日は令和7年4月1日です。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第14号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。
令和7年3月4日提出、安堵町長 西本安博。
なお、改正本文は、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。
御審議、御可決のほどよろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。
これより、討論を行います。
討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。
これより、議案第14号を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。
議案第14号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第20 議案第15号「令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第12号）について」を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 総合政策課 増田でございます。議案第15号「令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第12号）について」説明させていただきます。

本補正につきましては、はじめに歳出から説明させていただきます。16ページをお願いいたします。

2款 総務費につきましては、1項 総務管理費、2目 財産管理費で、役場庁舎のLED化工事について、財源として、脱炭素化推進事業債を追加で活用し、実施することとなったことによる財源更正でございます。

3款 民生費につきましては、1項 社会福祉費、4目 福祉保健センター費で、財源として、緊急防災・減災事業債を活用することとなったことによる財源更正でございます。同款、同項、5目 医療対策費は、子ども医療費助成が増額し予算に不足が生じる見込みであること、また、令和5年度の心身障害者医療費補助金、福祉医療費事務費補助金、未熟児養育医療国庫補助金が確定し超過交付であることから、補助金返還が必要となったことによる補正でございます。149万4,000円の増額でございます。同款、同項、8目 自立支援給付費は、障害者自立支援医療、更生医療が増額し、予算に不足が生じる見込みであることによる補正で500万円の増額でございます。

次に、4款 衛生費、2項 清掃費、1目 塵芥処理費で、財源で市町村振興債の減額による財源更正でございます。

次、7款 土木費、2項 道路橋梁費、1目 道路橋梁維持費で、公共事業等債の減額による財源更正でございます。

次に、1ページ進んでいただきまして18ページをお願いいたします。9款 教育費、6項 保健体育費、2目 体育施設管理費で、中央公園体育館雨漏り修繕工事の、入札不調による年度内の工事実施が困難になったことから2,504万7,000円の減額補正でございます。

次に歳入でございます。12ページをお願いいたします。

歳入でございますが、10款 地方交付税、1項 地方交付税、1目 地方交付税に

つきましては、普通交付税の再算定による追加交付があったことから6,437万8,000円の増額補正。

14款 国庫補助金、1項 国庫負担金、1目 民生費国庫負担金につきましては、民生費の歳出補正の、自立支援給付費に対する国庫の財源として250万円の増額補正。

15款 県支出金、1項 県負担金、1目 民生費負担金につきましては、民生費の歳出補正、自立支援給付費に対する県費の財源として125万円の増額。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 基金繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金2億1,657万2,000円の減額補正。

最後に、町債に係る補正として、役場庁舎のLED化工事について、財源として、脱炭素化推進事業債を追加及び令和6年度の地方交付税の減額算定に係る補填として、減収補填債により、1項 町債、2目 総務債が1億6,169万1,000円の増額となっております。次に、14ページをお願いいたします。3目 民生債で、福祉保健センター空調工事について、県との協議の結果、緊急防災・減災事業債を活用することとなったため、210万円の増額。5目 土木債で、公共事業等債の減額による250万円の減額。7目 教育債で、中央公園体育館雨漏り修繕工事の減額補正により2,240万円の減額。最後に、8目 市町村振興債（県貸付金）で900万円の減額でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第15号 令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第12号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第12号）を別紙のとおり提出する。

令和7年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして、ページ数で言いますと2ページをお願いいたします。

議案第15号 令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第12号）

令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,855万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億5,163万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

3ページをお願いいたします。

議長(森田 瞳) 課長、繰越明許、先にいってください。

総合政策課長(増田篤人) はい。では歳入歳出については割愛させていただきまして、5ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございます。2款 総務費、1項 財産管理費、事業名が、庁舎維持管理経費(臨時)で619万円。今年度、設計を行った役場庁舎屋上等雨漏り修繕工事及び隣保館解体工事について、工事を令和7年度に実施することとなったため、管理業務について繰越を行うため。また、役場LED化工事に伴う材料調達に時間を要するための繰越を行うものでございます。

3款 民生費、1項 社会福祉費で、事業名、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業4,453万4,000円、専決処分により補正予算を計上いたしました価格高騰緊急支援事業について、今年度中に事業完了することが困難なため繰越を行います。同款、同項、事業名、福祉保健センター管理運営事業(臨時)で1,775万8,000円。福祉保健センター空調工事で、工事内容の変更により年度内の工事完了が困難であるため繰越を行います。

最後、7款 土木費、2項 道路橋梁費、事業名、社会資本整備総合交付金事業(臨時)で900万円。橋梁長寿命化保守補修設計業務、御幸橋につきまして、他の自治体との協議に時間を要したため繰越を行います。

次に、6ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。歳入の説明でも触れましたように、新たに追加するものは1億5,449万1,000円を限度額とする減収補填債でございます。

7ページをお願いいたします。変更するものにつきましては、脱炭素化推進事業について、限度額を680万円から1,400万円に変更。公共施設等適正管理推進事

業について、限度額を5,730万円から1,850万円に変更。山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金事業について、限度額を5億1,880万円から5億980万円に変更。公共事業等につきまして、1,460万円から1,210万円に変更。最後、緊急防災・減災事業債について、限度額を180万円から2,030万円に変更いたします。

9 ページ以降の、事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。

御審議、御可決よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第15号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第15号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第21 議案第16号「財産の取得について（追認）」及び日程第22 議案第17号「財産の取得について（追認）」の2議案を一括議題といたします。

一括議題として、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田住民生活部長。

（吉田住民生活部長 登壇）

住民生活部長（吉田一弘） 住民生活部の吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私の方から、議案第16号及び議案第17号について説明をさせていただきます。

こちらの議案、いずれも一般廃棄物収集用の公用車の購入事案でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決（追認）をいただきたく上程するものでございます。

それでは、議案書の方を朗読させていただきます。まず、議案第16号でございます。

議案第16号 財産の取得について（追認）

下記の財産を取得したことについて追認を得たいため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年安堵村条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月4日 提出、安堵町長 西本安博。

記

- | | |
|-----------|----------------------|
| 1. 取得した財産 | 公用車（一般廃棄物収集用2トンダンプ車） |
| 2. 数量 | 1台 |
| 3. 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4. 取得金額 | 819万5,000円 |
| 5. 予定価格 | 935万円 |
| 6. 取得の相手方 | 奈良県天理市嘉幡町578番地1 |

いすゞ自動車近畿株式会社 奈良支店

支店長 川端 直人

7. 取得日 令和6年3月21日

以上でございます。続いて、

議案第17号 財産の取得について（追認）

下記の財産を取得したことについて追認を得たいため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年安堵村条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月4日 提出、安堵町長 西本安博。

記

1. 取得した財産 公用車（一般廃棄物収集用2トンプレスパッカー車）
2. 数量 1台
3. 契約の方法 一般競争入札
4. 取得金額 979万円
5. 予定価格 1,210万6,490円
6. 取得の相手方 奈良県天理市嘉幡町578番地1
いすゞ自動車近畿株式会社 奈良支店
支店長 岡本 和美
7. 取得日 令和6年11月5日

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） （なしと認めます。）

これより、案件ごとに討論及び採決を行います。

はじめに、議案第16号「財産の取得について（追認）」の討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第16号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立全員です。お座りください。

議案第16号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 次に、議案第17号「財産の取得について(追認)」の討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) なしと認めます。

これより、議案第17号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立全員です。お座りください。

議案第17号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第23 議案第18号「安堵こども園北館屋根・屋上改修及び照明

器具更新・他工事の契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

子ども家庭推進室課長（藤岡征章） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。藤岡子ども家庭推進室課長（藤岡征章）

（藤岡子ども家庭推進室課長 登壇）

子ども家庭推進室課長（藤岡征章） 子ども家庭推進室 藤岡です。よろしくお願いします。

議案第18号「安堵こども園北館屋根・屋上改修及び照明器具更新・他工事の契約の締結について」を御説明させていただきます。

本件につきまして、令和6年12月の第4回安堵町定例議会におきまして、現在整備を進めています、安堵こども園北館屋根・屋上改修及び照明器具更新・他工事に係る債務負担行為の補正を御可決いただきまして、去る2月20日に指名競争入札により、入札を執行いたしました。

本件は、予定価格が5,000万円を超えるものでありますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第18号 安堵こども園北館屋根・屋上改修及び照明器具更新・他工事の契約の締結について

安堵こども園北館屋根・屋上改修及び照明器具更新・他工事の契約の締結について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年安堵村条例第2号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年3月4日 提出、安堵町長 西本安博。

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 1. 契約の目的 | 安堵こども園北館屋根・屋上改修及び照明器具更新・他工事 |
| 2. 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3. 契約の金額 | 7,975万円（うち消費税725万円） |
| 4. 契約の相手方 | 奈良県磯城郡田原本町大安寺102-1
吉村建設株式会社 |

代表取締役社長 吉村 輝高

5. 予定価格 8, 125万7, 000円

以上でございます。

御審議、御可決のほど、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

只今、議題となっております議案第18号は、文教厚生常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第24 議案第19号「令和7年度安堵町一般会計予算について」から、日程第28 議案第23号「令和7年度安堵町下水道事業会計予算について」までの5議案を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田総合政策課長。

(増田総合政策課長 登壇)

総合政策課長（増田篤人） 総合政策課 増田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第19号「令和7年度安堵町一般会計予算について」から、議案第23号「令和7年度安堵町下水道事業会計予算について」まで一括で説明させていただきます。

本議案は、地方自治法第211条第1項の規定に基づき、令和7年度安堵町一般会計予算及び特別会計予算並びに公営企業会計予算を議会に提出するものでございます。

はじめに、経済状況と国の動向でございますが、閣議において、総合経済対策の効果が下支えとなって、賃金上昇が物価上昇を上回り、個人消費が増加するとともに、企業の設備投資も堅調な動きが継続するなど、引き続き、民間需要主導の経済成長となることが期待されるが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響には十分注意する必要があるとしております。

また、経済財政運営の基本的態度については、引き続き、すべての世代の現代及び将来に渡る賃金・所得の増加を最重要課題とし、賃金上昇を安定的に上回る経済を実現し、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を確実なものとしていく。としています。

具体的には、最低賃金の引き上げ、価格転嫁等の取引適正化、人手不足に対応する省力化・デジタル化投資の推進、地方創生2.0、防災・減災及び国土強靱化等に取り組むとしております。

国として、当面の経済財政運営を推進していくことにあたっては、デフレを脱却し、新たな経済ステージに移行することを目指して、経済あつての財政の考え方に立ち、財政状況の改善を進め、力強く発展する、危機に強靱な経済・財政を作っていくとしています。

本町において、令和7年度安堵町一般会計予算は、ごみ処理広域化に係る建設費に係る負担金はピークを過ぎておりますが、これらの施設にかかる運営経費の負担金予算が新たに必要となっております。

また、国の基幹システム標準化に係るシステム整備の経費がピークを迎えます。さらに、高齢者の増加や、障害者サービスの利用者の増加等による扶助費の増加も見込んでおります。

また、物価・光熱水費・人件費の高騰、資材不足等が生じており、引き続き経常経

費の増加が見込まれる中、公共施設の経年劣化に係る維持修繕経費も増加が見込まれます。

そのような状況から、厳しい財政状況になることが予測されますが、予算を計上するにあたっては、国の交付金の活用や、より有効な地方債などを活用するよう努めたところでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。予算書の1ページをお願いいたします。

議案第19号 令和7年度安堵町一般会計予算

令和7年度安堵町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43億7,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和7年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

一般会計の予算につきましては、前年度と比べて2億円の増額という状況でございます。

続きまして、141ページをお願いいたします。特別会計でございます。

議案第20号 令和7年度安堵町国民健康保険特別会計予算

令和7年度安堵町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億8,492万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和7年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

国民健康保険特別会計につきましては、前年度と比べまして3,621万4,000円の増額となっております。

次に、169ページをお願いいたします。

議案第21号 令和7年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)予算

令和7年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億1,566万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和7年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

介護保険特別会計(保険事業勘定)につきましては、前年度と比べまして3,496

万2,000円の増額という状況でございます。

続きまして、203ページをお願いいたします。

議案第22号 令和7年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度安堵町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,359万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000万円と定める。

令和7年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

後期高齢者医療特別会計につきましては、前年度と比べまして567万4,000円の増額でございます。

続いて、議案第23号の資料をお願いいたします。

続きまして、別冊をお願いします。安堵町下水道事業会計予算についてでございます。公営企業会計でございます。議案書資料の2ページをお願いいたします。第3条を御覧ください。

下水道収益は2億4,344万4,000円。前年度と比べまして1,032万8,000円の減額。

下水道事業費用は2億4,083万3,000円。前年度と比べまして928万8,000円の減額。

続きまして3ページ、第4条の資本的収入でございます。

資本的収入は1億5,840万円。前年度と比べまして2,283万円の増額。

続きまして、資本的支出1億7,203万円。前年度と比べまして4,032万8,000円の減額でございます。

以上、令和7年度安堵町一般会計予算及び特別会計予算並びに公営企業会計予算でございます。

御審議、御可決よろしくをお願いいたします。

議長(森田 瞳) これより、一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第19号につきまして、議長を除く8名の委員で構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって議案第19号は、議長を除く8名の委員で構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長(森田 瞳) 次に、議案第20号から議案第23号までの4議案について、議長を除く8名の委員で構成する特別会計等予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって議案第20号から議案第23号までの4議案については、議長を除く8名の委員で構成する特別会計等予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 只今、設置されました各予算審査特別委員会の正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩をいたします。

只今、1時35分でございますので、1時45分まで10分間、暫時休憩いたします。

休 憩（午後 1時35分）

再 開（午後 1時45分）

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置された、各予算審査特別委員会の正副委員長を申し上げます。

一般会計予算審査特別委員会委員長 近藤晃一議員、副委員長 山岡敏議員。

特別会計等予算審査特別委員会委員長 増井敬史議員、副委員長 松田勝議員。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（森田 瞳） 日程第29 報告第2号「令和7年度安堵町土地開発公社予算の報告について」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田事業課長。

（池田事業課長 登壇）

事業課長（池田佳永） 事業課の池田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第2号「令和7年度安堵町土地開発公社予算の報告について」御説明

させていただきます。

本案件は、地方自治法第243条の3第2項により、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならないと定められております。

令和7年度事業の計画及び予算についての報告をさせていただきます。議案書の2ページ目をお願いできますか。令和7年度安堵町土地開発公社事業計画でございます。

公有地売却事業といたしまして、事業名、東安堵小集落地区事業用地、予定額1,800万5,000円で、合計同額でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

公有地取得事業は、予定はございません。

令和7年1月24日提出、安堵町土地開発公社 理事長 西本安博。

続きまして、4ページの方をお願いいたします。令和7年度安堵町土地開発公社収支予算でございます。

第1条 令和7年度安堵町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。収益的収入1,800万5,000円。収益的支出1,533万7,000円。

2 収益的収入及び支出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 収益的収入・支出予算」による。

続きまして、第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。資本的収入0円。資本的支出1,533万7,000円。

2 資本的収入及び支出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表 資本的収入・支出予算」による。

ただし、公有用地売却の増加によって、収益的収入の増加分を借入金償還金の予算額を上回って支出することができる。

次の、下の5ページの方をお願いいたします。借入金の方です。

第4条 借入金の限度額は1,540万円と定める。

令和7年1月24日提出、安堵町土地開発公社 理事長 西本安博。

次のページ以降につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。表紙の方へ戻ってください。

報告第2号 令和7年度安堵町土地開発公社予算の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令

和7年度安堵町土地開発公社予算を別紙のとおり報告する。

令和7年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これで、報告第2号を終結します。

議長（森田 瞳） 以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

次の本会議は明日、3月5日午前10時開会です。一般質問を予定いたしております。

本日は、これで散会いたします。

お疲れ様でした。

散 会

午後 1時56分
